

第2回大阪弁護士会市民会議議事概要

1. 日 時 平成18年5月15日(月)午後2時03分～午後5時09分
2. 場 所 大阪弁護士会館 4階中1・2会議室
3. 出席者(敬称略・順不同=8名)

議長 大 國 美智子

副議長 阿 部 昌 樹

委員 飯 田 秀 男 池 田 昭 郭 辰 雄

齋 藤 洋 一 西 村 貞 一 脇 本 ちよみ

大阪弁護士会

会 長 小 寺 一 矢

副 会 長 齋 藤 ともよ 新 谷 充 則 檜 垣 誠 次

辻 口 信 良 岡 田 康 夫 田 積 司

企画調査室長 松 葉 知 幸

司法改革推進本部市民会議バックアップ対応部会

部 会 長 小 野 範 夫

秘書課長 田 村 一 幸

4. 配布資料

資料13 平成18年版刑事弁護実務(司法研修所)「第1章 弁護士制度の概要と弁護倫理」

資料14 総合法律相談センター取扱件数(平成17年度)

資料15 総合法律相談センター取扱件数(平成元年～平成17年度)

資料16 総合法律相談センター「平成17年度 法律相談所一覧」

議 事

- 1 開会

- 2 小寺会長あいさつ

18年度の会長になりました小寺一矢でございます。

私は、昭和16年生まれの64歳でございます。弁護士経験は35年でございます。弁護士4～5名がいる普通の事務所を運営しています。よろしく申し上げます。

3 大阪弁護士会出席者自己紹介

弁護士会の各出席者がそれぞれ自己紹介した。

4 市民会議委員の自己紹介・あいさつ

大國議長

それでは、委員の中で前回欠席されました西村さんが本日御出席いただいておりますので、冒頭で自己紹介をお願いしたいと思います。

西村委員

サクラクレパスの社長をしております西村でございます。

大阪商工会議所の副会頭も拝命いたしております。この市民会議には商工会議所を代表して出てこいというのが表向きでございます。ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

5 議事録署名者指名

大國議長

まず最初に、議事録署名者を決めさせていただきます。

議事録署名者は、運営要綱により議長が指名することとなっております。今回は池田さんと飯田さんをお願いします。

6 議事

(1) 弁護士自治について

松葉企画調査室長の説明

弁護士自治の沿革、他の士業との関係、他国の弁護士制度との比較について説明がなされた。

弁護士自治とは弁護士の資格審査や懲戒等の権限を弁護士団体にゆだねる制度で、職務活動の規律なども含めて、すべて団体自らが行う制度である。

弁護士自治は、弁護士法 1 条で基本的人権の尊重、社会正義の実現を使命達成のために認められたものである。

弁護士自治を機能させるためには、強制加入団体であるということが必然的になる。

自律、自治機能を果たすためには、問題弁護士をチェックして排除し、指導監督するという制度が機能しないといけない。

今般の司法制度改革で法曹の大量増員という方向が規制緩和という枠組みの中で決められている。リーガルマインドとしての共通性、プロフェッション、倫理的な面での共通項が失われるのではないか。

綱紀であるとか懲戒という自治の機能、自律の機能というものが、そのベースとなる基準が揺らぐことになる。市民から見たら自律機能を失いつつあるんじゃないかという議論が起りかねない不安がある。

市民と弁護士との間の紛議が増えれば増えるほど、弁護士会として自律的な懲戒綱紀の手續なりが機能できるんだろうかという時代になってきているとの説明がなされた。

西村委員

一番根本になるのは懲戒だと思うんです。いかにして質のいい人、本当にちゃんとした人が弁護士として登録されているかということが会そのものを決めると思う。

池田委員

市民から見た場合に、懲戒の審査の中身が分からないとか遅いんじゃないかという疑問はある。その背景には、あの人たちは身内でやっているといういわばギルド的なもの、閉鎖性があるんじゃないかという見方があるという感じがします。

弁護士自治というのは、公共の福祉を前提に法律実務に携わる、当然のことながら基本的人権の擁護と社会正義の実現というのが前提となっているんですが、そこに一般の市民から見た場合の弁護士像との乖離があるんじゃないか。

松葉企画調査室長

1 つは、懲戒に行く前に綱紀手續というのがありまして、その綱紀手續で懲戒に付するかどうかを決める。申し立てはフリーになっているのでかなりの件数があるわけです。必ず審査の手續を経て懲戒相当かどうかを決めるとなっているわけです。手が回らなくてかなり滞留する。

制度的に公開の法廷でやるような作業になっていないものですから、クレームを言

った人からすると、自分の意見を聞いてもらう場はあったけれども、向こうがどんな反論をしているのかよく見えないままに結論が出される。クレームを言って、どんな反論がなされたかも知らないままに結論が出てしまう、非常に不透明感を持っているというのは聞いたことがあります。

岡田副会長

弁護士会では市民窓口というのを設けています。弁護士に対する不満、一般制度に対する不満、いろいろ持っておられるものを聞くところです。弁護士あるいは弁護士会のことについて不満があるそういった不満をちゃんと聞くというのを大分精力的にやっています。

その中で、確かに問題ありというのは綱紀のほうにお話を持っていったらどうかという話をしたり、これはひどいという場合には、弁護士会として立件、事件とするということもあります。

池田委員

ちょうど20年ぐらい前は、弁護士さんの懲戒を書くというのは新聞記者にとっては特ダネになったんです。それに比べれば当然出てくるようになっていっているとは思いません。市民窓口を設けているいろいろ苦情も聞かれるようになっていっているし、ホームページも立ち上げていっているんな広報活動をしてはいるけれども、それでも弁護士会というものの存在意義が20年前と比べて進んでいるだろうかというのが分からない。同業者組合ぐらゐの感じでしか市民が見ていない。強制加入でどうのこうのということもほぼ分かっているだろうけれども、やはり一つの職業組合的な見方が市民の中にある。非常に閉鎖的なんじゃないかとか、ギルドの閉鎖的な部分だけが強調されていたところがある。それは我々の伝え方の問題もあるんでしょうけれども、会の姿というか、これからどんどん増員されていく中で、その懲戒の問題に対応し切れるんだろうかという問題とか、会のグリップが本当にきくんだろうかということを素朴に思うんです。市民は弁護士会について余り知らないんじゃないか。何をやっている存在なんだろうという受け取り方が、これだけ広報宣伝活動をしている割には広まっていないんじゃないかな。

齋藤委員

いただいた資料には、リンカーンが言ったby the people for the peopleまでは書いてあるんですけども、of the peopleという言葉がどこにもないんです。そういう点

が、今おっしゃったようなギルド的な面があるということにつながるのかなと思って今のお話を聞いておりました。

歴史的な背景からいいますとこういう自律性のある組織が重要な意味を持つことがあり得るとは思いますけれども、ギルド的な観念がどうしても存在するかなと思います。

それから、私たち医療界も従来よりは公開されるようになりまして、医道審議会もかつては全く内容の発表もございませんでしたし、数も少なかったんですが、今は非常にオープンになってきました。

郭委員

歴史についてよく分かったんですけども、弁護士自治というのは非常に大事なことだと思うんです。人権を取り扱う実効的機関は国家権力から独立性を担保せないかんというのは今や世界的なコンセンサスになっています。パリ原則でも明記されています。実際国家から独立した人権擁護機関がアジア各地でもでき始めている、ヨーロッパではもう既にできているという状況ですから、その中で実は弁護士会が一方でそういう役割を果たしている部分というのは非常に大きいと思うんです。共謀罪とか教育基本法の改定、入管法改定とか、人権にかかわる問題について、非常に活発に意見表明をされているし、意見書も出されているという意味では、国家権力からの独立性をどう担保するのかというのは非常に重要な問題なんですけど、もう一方で、いかに市民に開いていくのかという問題があります。国家から独立するんだということと市民に開いていくんだということは、矛盾するようで実は矛盾していないテーマだと思うんです。

ある意味でオープンに、実はこういう事案について内部でこういうふう議論したんだけど、それについては意見が対立しているところもあるので、信頼し得る第三者の意見を聞くというシステムがあってもいいのかなという感じはします。ただ、それが権力の介入を招くおそれがあるのではないかという話になると、ちょっと飛躍し過ぎかなという感じがします。

法曹が増えたときにこれまでのありようがどれだけ担保されるのかということですけど、一番大事なのは、弁護士会の任務であるところの人権と社会正義をどのように実現するかということに対して、どれほど皆さんがきちっと研修と研鑽を積んで理解されているかということによるしかないだろうなという感じはします。その共通

のベースがないと、どんな制度の話をしても結局は空洞化していくような気がしないでもないです。

小寺会長

我々が一番心配しているのは、合格者はもともと500人前後の一定数でずっと来た司法試験の合格者は、3,000人になるんですが、裁判所は予算の定員枠で増やしません。1,000人単位で増えても、せいぜい増えて年20~30人です。検察庁も予算枠で増やさない。年間50~60人増やせばいいところです。残りは全部弁護士に来るんです。今度は1,000人単位で増えてくる。それは何でかというたら、財界が要ると言ったんです。これは関経連、同友会、商工会議所にも申し上げているんですけど、本当に企業法務でそれだけおとりいただけますか。

西村委員

私の会社では弁護士さんが仕事をされるようなセクションは何もないですね。会社でも基本的にはアウトソーシングなんです。顧問契約しておいて、必要なときに相談して、そのときだけ知恵をいただいて仕事をするというのが基本です。法務部という部門をつくって大量に人を採用するというようなことには、今の日本経済ではならないと思うんです。

飯田委員

3年前に国民生活審議会の消費者政策部会が「21世紀型の消費者政策のあり方」という答申文書を出したんですが、そのときのキャッチフレーズは、いわゆる消費者政策をどうするかという際のキャッチフレーズですが、保護から自立支援へということと、事前規制から事後チェックへというスローガンだったわけです。問題が起きた後にいるんな対処するということで、トラブルが起こった後にさまざまな解決手段を設けるので、そこで解決をなさいと。その1つの受け皿として、法曹の増加があるということなんだろうと思うんです。

けれども、法曹人口が増えたらそれで解決するのかというのは、これはまた別の議論ではないかと思います。そもそもの目的であった人権擁護だとか社会正義の実現ということは、今のやり方でいくのであれば後退するのではないかと思います。

自治の問題は、いわゆる同業者組合ではないんだという点は分かったんですが、しかし多くの方がそれを知らないのではないかと。弁護士自治なんていうのは聞いたことがない。実際に弁護士の方にかかわるような事態になったとしても、それは私の利益

をどうやって実現してくれるのかということにあるのであって、人権擁護だとか社会正義の実現のためにはと思って契約するわけではないので、いわゆる市民の目線と本来の目的のギャップをどうやって合わせていくのかという問題を考えなければいけないのではないか。

そういうことをするとき、自治のレベルを下げるのではなくて、自治のレベルを上げるためにどうするのかという視点を持たないとだめで、市民の目線に合わせるためにこういう機関を設ける、こういうやり方をするというふうにしていただけではないのではないか。自治のレベルを上げるために、例えば審査会制度を設けた上で、それを弁護士自治の中にどう生かすのかという視点がちゃんとないとレベルは下がってしまう。市民にゆだねてしまうということではないという辺が難しいところなのかなと思います。

協本委員

こういうふうにして弁護士会、弁護士の独立といいますか自治というのが生まれてきたのかということがよく分かりました。それは非常に大事なことなんだなということとは認識したんです。今はそれが人権や社会正義を守るための自治というよりは、むしろ既得権益を守っている団体かのような見方というのがある。市民レベルから見ると、なぜ自治が大事なのか、なぜ弁護士会というものがあって、なぜそこにゆだねられているのかというあたりのことが見えていないし分からないがために、弁護士さんは非常にわがままであるとか、自己主張が強いというふうに見られてしまっているのではないかなと思っています。

裁判員制度が始まります。こういう人になぜ弁護士をつけるんだという意見は今結構あるわけです。オウム事件でも、なぜ松本智津夫に弁護士が要するのかと。どんな人にも弁護士がつくということは権利としてあるんだということは言うんですけども、普通の感覚で言えば、そういう人につける必要はないんじゃないかという感覚はあるわけです。そういう弁護士会に対する見方があるときに裁判員制度が導入されていけば、普通の市民がそこに入ってきて裁判員になっていくわけですから、違うハードルのところで問題認識を持った人間が一緒の土壌で議論をするということは非常に危険があるんじゃないかと私は逆に思っています。人権とか弁護士がつけられる権利ということについての市民への平たいアピールというのはもっと必要んじゃないかなということも思っています。そのためには、内に向けての自治も弁護士会としては

していく必要があるのかなということを感じました。

阿部副議長

弁護士自治というのは、基本的には弁護士のクオリティーコントロールの仕組みだと思っんです。弁護士のクオリティーというのは、きちんとした弁護士の能力があつて、しかも人権擁護の精神、社会的正義の実現の精神を内面化しているかどうかということを含めての品質管理ということになると思っます。弁護士の能力あるいは法律の専門家の能力を法律の専門家以外の人間が評価できるのかどうかということなんです。

例えば、弁護士さんをお願いして訴訟をしたら負けてしまったという場合、そもそも筋の悪い請求だったのか、それとも弁護士の弁護のやり方が悪かったから負けてしまったのかということは、普通の市民のレベルでは判断がつかかねる部分がかんり多いと思っんです。そうだとすると、弁護士が悪いから負けてしまったんじゃないかという市民の訴えに対して、それを市民レベルの目線で吟味していいものなのか。本当にその弁護士の弁護の仕方が悪かったのか、それとも事件の質からして負けても仕方がない事件だったのかということは、やはり専門家に判断をゆだねざるを得ない部分なのではないか。その辺のことが、懲戒における弁護士自治ということの一番中心的な問題だと思っんです。もちろんその一方で、反権力性ということがありますけれども、重要なのはその専門性ということに由来するクオリティーコントロールの仕組みなのではないかと思っんです。そういう意味では、市民がコントロールしたらいいんじゃないかという話はもう少し慎重に考える必要があるのではないかと思っます。

ただその一方で、どういう手続で懲戒が行われているかが市民に見えないというのはやっぱりおかしいだろうというのはそのとおりだと思っんです。説明責任ということが非常に強調されておりまして、綱紀懲戒に関しても、懲戒結果が「自由と正義」に出て、弁護士さんがみんな「自由と正義」を後ろから見ているというのはそれはそれでいいんですけども、もう少し市民の方に、こういう経過でこういう業務停止になったとか、戒告で済んだとか、そもそもその理由と結果をきちんと説明する、説明責任を果たすということが重要なのではないかと思っます。

弁護士のクオリティーコントロール（品質管理）に関して、通常の商品やサービスであれば、品質をコントロールする最強のというか最善の仕組みは市場であると言われるわけです。マーケットで質の悪いものは淘汰されていって、質のいいものが残る

であろうと。ところが、今まで弁護士はそうした市場の力でクオリティーコントロールをするというやり方は基本的にはとってこなかった。初めから数を小さく設定した上で、市場で淘汰されるということではなくて、内部的な自己規律の仕組みの中でクオリティーコントロールをしていって、それで質の高い弁護士を供給していくという仕組みだったんだと思います。これから数が増えていくと、市場が持つ力みたいなものが重要になってくるのかもしれない。ただ、そこでは市場による淘汰という、これは正に利用者の側が選別していくわけですが、それと専門家による専門性の判断に基づくコントロールというもののバランスをどういうふうにとっていくのかというのが大きな問題になってくると思います。

さらに言うならば、コントロールの仕組みというのは、我々がロースクールをつかったということは、司法試験に受かる前からある種のコントロールをかけていくと。それから、司法試験に受かってからも、従来型のオン・ザ・ジョブ・トレーニングだけじゃなくて、さまざまな形で弁護士会が研修システムを充実させていく、倫理教育もきちんとやっていくという形で継続的なコントロールを行っていくと。そういうものの一貫として綱紀懲戒もあり、弁護士の質を維持し高めていくようなすごく長いスパンでの仕組みが設計されていくのか、それが市場的な仕組みとどういうふうにかかわっていくのかということを中心に整理した上で、それを市民に説明していく責任があるんだろうなというふうに思います。

新谷副会長

今、刑事関係は国選弁護の比率が圧倒的に高いです。

不適切弁護については、刑事弁護委員会で国選弁護の審理内容、結果も含めて検証しまして、その弁護士名簿の登録を一定期間抹消することになります。刑事弁護のクオリティーを確保する制度的なものです。

民事弁護というのは依頼者との間、直接的な受任関係ですが、そこで問題が発生した場合はどうなるか。1つは市民窓口、それから綱紀懲戒という1つの流れ。損害賠償というものがあります。民事弁護のクオリティーコントロールは、今のところ、そのような流れになっています。

小寺会長

専門家のためのレベルアップとか研修の強化ということで、レベルを上げていきたいと思っています。

今度司法支援センターというのができてきます。法務省の独立行政法人が1つ中央にできて、あと全国に地方事務所ができて、民事の扶助も法律扶助も国選も事件紹介もそこが担当するようになるんです。弁護士個々はそのセンターと契約して、センターから仕事が来るという関係になるんです。国選弁護の依頼があると、その契約した弁護士が国選弁護を受けるんですが、不適切弁護が起これば契約を解除することになります。不適切かどうかが恣意的にされたら、これは大変なことになるんです。

西村委員

1つは自治という意味でやっておられる、もう一つは品質をとおっしゃっておられたが、逆に言えば、今おっしゃったような国選弁護人の名簿から外すということのほうがもっと大事なことはないか。我々依頼するほうの立場からしますと、やっぱりきちっとしてくれる方というのがまず大事だと思います。

齋藤副会長

国選で余りばらつきがあった場合には、例えば何件以上とらせないとか、あるいはこの期間にとりなさいという形で弁護士を決めて、1人の人に集まらないように内部的にしています。

民事のほうでは、最近では処理が遅いという時間的な問題とか、それから質に関しては研修をやる、専門的な弁護士を認定とか登録とかいうことも検討はしているんですけども、弁護士の場合、熱意と知識と経験というのがありまして、若くて経験がなくても熱心にやって成果を上げる方もあるので、一律に基準を決めてクオリティーを評価するということがなかなかできないです。

大國議長

最初に懲戒の問題から御意見が出まして、そのことをめぐっているいろいろな御意見が出ました。そのやり方については弁護士会のほうからいろいろと具体的に、最後は国選弁護人の話までしていただきまして、私たちの理解も深まったと思います。全体的な市民との関係で申しますと、市民にとってはまだ閉鎖的な面がそれとなく感じられるのではないかと。今、情報公開という方向に向いているときに、いつまでもそれでいいのだろうかという雰囲気を感じられました。

そういうことを踏まえて、弁護士会としてはもっと市民の意見をよく聞いていただく中で、さらに足元を固めていただいたらいいのではないかとというのが意見としてあったと思います。法律的な専門的な知識なしに市民が言うてくることにただ迎合する

ということではなくて、本当に弁護士さんとして法律専門家として能力がおりなのか、あるいは弁護の方法が上手なのか下手なのかという話も出ましたけれども、そういったものも含めて、専門家としての懲戒のあり方、国選弁護人の登録抹消のあり方というものを考えていかなければいけないのではないかとということかと思えます。

それから、説明責任といいたいでしょうか、その中身をもう少し詳しく市民にお話しただけならありがたいなという意見もあったと思えます。

池田委員

情報公開と説明責任ということは当然のことなんでしょう。

新聞にとって一番大事なのは、信頼されるかされないかという1点にかかっているんですが、このことは弁護士会のほうでもあるんだと思うんです。

それは、弁護士なり弁護士会の自分を律する自律性、つまり専門家としての自律性を高めていってもらうのと同時に、裁判員制度を前にして、弁護士会として市民をいかに引きつけていくか。引きつけていく方法としては、やはりまだ説明不足があるのではないかと。例えば市民窓口を設けていたとしても、1割とか2割というのはこれは痛いなというものがある。それをどのように処理していったのかというプロセスを何らかの形で逆に発信していく。つまり、受け取るだけじゃなくて、それをどう咀嚼したか、それがどうなっていったのかということを出すことが、より良質な意見に結びついたりしていくわけです。

弁護士会というのは、今市民に守られなければ、これからの増員時代は生きていけないと思っています。検察庁だとか裁判所は裁判員制度に向けてあの手この手でいろいろやっていますが、それに対して弁護士会がより積極的に手を差し伸べる道はあるはずなんです。ただ、その辺が一般の人に見えにくい。先ほどの国選弁護人の話等々、やられていることは正に大分進んできたと思うんですが、そのことが伝わっていないことの重大性ということに認識を持たれないといけない。

田積副会長

市民会議は、弁護士会が市民の方の意見をいただく会議ということでつくりました。こっちからもどんどん発信していきたいなと思っています。

(2) 「弁護士、弁護士会が市民からどう見られているか」について

齋藤副会長

分かりやすい形での多種類のリーフレットをつくっております。弁護士会の入り口と自治体の窓口においております。

大阪弁護士会が行っている種々の法律相談の事業の説明をおこなった。

阿部副議長

確認ですけれども、相談センターは30分5,000円ですね。自治体でお金を取っているところはありますか。

齋藤副会長

無料です。自治体が弁護士会が委託ということでお金を払っていますから、無料です。

小寺会長

弁護士会の設営の分は無料と有料と両方あるわけです。有料の場合は30分5,000円です。今度は、この相談センターがある上に、司法支援センターからも回ってきますので、その受け皿として大阪なんかはこれで何とか対応できるでしょうと。

池田委員

支援センターのトライアルを去年から各地でやっていますね。その中で浮かび上がってきた課題みたいなものはありますか。

小寺会長

まずは鳥取と茨城で試行をやりました。鳥取の場合はあらかじめ周知期間を設けて、弁護士会も司法書士会も他士業も全部準備体制を整えてやりました。割合うまくシフトされて、ほぼ前向きというか非常にいい成果が出ました。茨城は、対応時間が弁護士会は1時から3時まで、司法書士さんは9時から5時ごろまででしたか、長時間にわたってやりました。そのために、弁護士と司法書士の取り扱い分野が分かれているにもかかわらず、弁護士会の取り扱い分野が随分司法書士のほうへ流れました。そういう意味では非常にいい警告だったんです。

各資格士業の取り扱い分野は法律で決められているわけです。今ここがぐちゃぐちゃになりかけてます。司法書士さんが弁護士の領域へ入ってくる、司法書士さんと行政書士さんの間で職域の争い、社労士との争い、税理士、弁理士、ここが今あってないような状態になりつつある。このコールセンターで受けたときに一体どこへ紹介するかが問題です。

大國議長

次に、あらかじめいただいている総山さんの御意見の御報告をいただいたらいかがでしょうか。

齋藤副会長

1については、お送りいただいたパンフレット類を拝見しました。よく工夫されていると思いますが、弁護士ないし弁護士会制度が認識されて初めて手にするものと考えますということです。

これは先ほどのところで申し上げましたけど、相談ということで市民の方が警察だとか自治体だとかに行かれて、そこで説明していただくように各自治体にこういうパンフレットを置いておいて、そしてこれに基づいて自治体で法律相談を受けていただくというシステムになっています。認識されて初めてというよりも、ある程度アクセスをしていただいたらお手元に行くように努力しているつもりですが、もっと工夫はできると思います。

脇本委員

これを見せていただいて、非常にわりやすく、とてもよくできているなと思いました。私なんかは離婚とか遺言とかをすぐ読んでしまいますが、そういう意味では、自治体の法律相談に行かないと手に入らないよりは、窓口に並んでいれば、何か困っておられる方が手にとっていかれたりするので、そういう意味ではもう少しアクセスしやすいところに置いていただけるといいかなと思いました。

阿部副議長

大阪市だと1階の市民局のところに並べて置いてありますね。

大國議長

2番にいきましょうか。かかりつけ医のような制度ということですが。

齋藤副会長

ホームドクターじゃなくてホームロイヤーということですが、弁護士会の場合、顧問弁護士の紹介をやっているんですけども、なかなか実績が上がってありません。

小寺会長

顧問弁護士の紹介制度は、もともと難しい制度です。企業が顧問弁護士を頼むのに弁護士会のような第三者を通じては頼みづらいということもあるでしょう。その弁護士を信頼して、その人を分かって頼むのですから、そういう接点をどないしてつくる

かだと思います。

田積副会長

顧問契約というのは、弁護士のほうとしても普通の依頼者との関係以上の関係ですので、それについては弁護士のほうが選ばせてもらうという部分が非常に強い。もちろんお相手の方も、この弁護士やったらいけるかなとか、あかんかなというのがありますので、そういう意味でフィフティ・フィフティの関係ですのでなかなかできにくいんです。何が得意なのかという弁護士を紹介するシステムを早くつくっていかなければならないということで、今年からかかっています。とにかく何かのときにはすぐに専門的なところにアクセスできるというのが、弁護士会として考えているところです。

齋藤副会長

市町村自体の顧問弁護士と法律相談をする弁護士とを分けてきているんですけども、大阪府下の中で3カ所ぐらいはまだ顧問の弁護士さんに市民の法律相談をやってもらっているところがあります。

岡田副会長

会社の顧問という話が出ていますけども、普通の個人で、この先生に頼む、相談する、決めているという需要というのはどうなのでしょう。あるのでしょうか。

大國議長

常時はないでしょうね。

ひょっとして社会福祉協議会がそういうことをやっているかと思います。

飯田委員

個人では需要自身が……。いつ起こるか分からないのに契約するというのはまず考えられないんじゃないでしょうか。法的な問題がいつも周辺にあるような団体なんかは契約することはあり得ると思いますけれども、個人はまずあり得ないんじゃないでしょうか。

西村委員

アメリカの子会社の社長なんかは個人の弁護士と契約しています。SAKURA OF AMERICAという会社がありますが、会社は会社で弁護士をお願いしていて、個人は個人でまたちゃんと持っていますね。会社との契約の問題、採用の問題、権限の問題、訴訟の問題などは個人弁護士がきちんと見て、会社に対して要求するものは要求して

という状況にはなっています。では日本でとなったときに、確かに最近取締役の責任が厳しくなって来つつありますが、やはり個人的に訴えられるということは余りない感じがしますし、そこまでの訴訟社会にはなっていないような感じがして、私自身としてはそこまでしなくてもいいのかなと。何かあったら会社の先生がいてはるから、ついでにそこに聞くということはあってもという感じはしますね。

新谷副会長

小さな病院でも顧問ということは増えてきているんじゃないでしょうか。

齋藤委員

医師会でお願いをしております。病院は大体ございます。それから、一般の方々の対応は、社会福祉士が小さな病院でもおりますから、そこで対応されています。その後のバックを見ていただけるのが弁護士の方々だと思います。

新谷副会長

弁護士の顧問料というのは皆さんはどのようにお聞きになったりお知りになっているんでしょうか。

齋藤委員

僕は安いなと思っています。

阿部副議長

企業にとっては保険料みたいなイメージだと思うんです。もし何かあったときには、別料金で、ただし優先してうちの案件を扱ってくれるというイメージで払っているなという印象です。

池田委員

弁護士さんを利用するというのは滅多にあるわけではないので難しいところはあるんでしょうけど、現実には、どこにどういった弁護士さんがいるのかほとんど分からないというのが市民感覚だと思います。新しい弁護士会館をつくられるんですから、市民にアクセスしやすいというか、別に目的がなくてもそこに行っていれば、例えば弁護士さんの顔が見えるとかというのが基本的な信頼関係の最初だと思うんです。その辺の工夫はソフトの面で幾らでもできるはずだと思うんです。せっかく14階建ての立派なものを建てられるのであれば、そのあたりからあるのかなと。

裁判員制度が始まるということは、この界限に市民がどっと来ることになるわけです。検察庁は福島のほうへ行っていますから、これを契機として弁護士会が打って出

るものが幾らでもつくれるんじゃないかと思います。

松葉企画調査室長

新会館には幾つかコンセプトがありまして、市民に開かれた会館というのを1つのコンセプトに入れてあります。今度の新会館は、1階が基本的には市民に開かれた場所ということで、相談センターと、ADRという民間型の紛争処理機関を入れる。1階全部がそういうスペースです。それから、当初予定していた扶助協会が支援センターに変わるということで、地下に司法支援センターが入ります。これは支援センターに貸す形で入るということで、基本的には1階と地下という一番アクセスのしやすいスペースは、市民が相談に来る場所というコンセプトでつくられる形になりました。

ソフトが十分かどうかとか、案内表示をどうするという細かい点は今やっている最中ですが、今の会館よりははるかに市民に来てくださいというメッセージは伝わるようにしたいということでやっております。

阿部副議長

10分、15分の相談というのはすごく危険だと思うんです。これはもちろん経験されていると思いますけれども、自治体とかでばっと詰め込んでしまって、そこで10分、15分ぐらいで話をすると誤解も招きやすいので、それはやっぱり改善していく必要があると思うんです。

小寺会長

市役所は、僕も昔よく相談担当で行ったんですけど、担当者が早く相談を切り上げるように言いに来ました。じっくり聞いている暇を与えられない。僕は事件の処理屋で来てるのと違う。納得して帰ってもらわなければいけない。時々弁護士の意見を曲解する人がいますから、こういう人ほど時間がかかります。

飯田委員

時間は最低30分はとらないと。本当に信頼して相談に乗ってもらうという、アドバイスをもらうということにはならないんじゃないでしょうか。

齋藤副会長

具体的には、府下の相談所は大体20分以上なんですけれども、それより短い所もあり、弁護士会としては、委託契約の契約者側に人数を決める権限があるので、それについては応じてくださいと相談担当者にはいつもお願いしています。しかし、今おっしゃったように余りに短い相談は、非常に危険があるので、弁護士会側としてはでき

るだけきちっとした相談をしたいと自治体に言うんですけど、これは市民サービスであって、問題の解決までは必要ないとはっきり言われてしまうこともあります。今後、司法支援センターができれば、30分無料で受けられます。

松葉企画調査室長

要するに自治体は予算が削られていますからね。今はむしろ弁護士会に対する委託の枠を減らそうという方向ですよ。同じ枠内で人数はたくさん受けるから、どうしても細切れの時間でしか受けられないんです。費用は出しますから弁護士会はもっとたくさん派遣してくださいというんだったら行けるんですけども、それは増やすどころか減らしていますから。自治体は予算が赤字ですから、ともかく縮小している。

大國議長

今日のテーマはこの辺でとめさせていただきたいと思います。

(3) 次回テーマについて

大國議長 次には法律扶助と司法支援センターについて議論します。

7 次回以降の日程について

大國議長次回は9月4日の2時 - 5時と、次々回は12月4日の2時 - 5時となりました。

8 閉会

大國議長

これで閉会にさせていただきたいと思います。

以上で、本日の議事を終了した。